【事務局(沖本)】 それでは、定刻より1分早いですけれども、皆さんおそろいということでありますので、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多忙のところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。本日の審議会には、委員総数の2分の1以上の出席をいただいております。建設業法施行令第49条第1項の規定による定足数を満たしておることを御報告申し上げます。

なお、中央建設業審議会議事細則第9条第1項により、本審議会は公開されております。 本日お手元に配付いたしました資料の一覧は、議事次第に記載をしておりますけれども、 不足はございませんでしょうか。ございましたら、申しつけをいただければと思います。

また、報道関係者の皆様の冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでの間とさせていただきま すので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、国土交通省不動産建設経済局長の塩見より御挨拶を申し 上げます。

【塩見不動産・建設経済局長】 皆様、こんにちは。国土交通省で、この7月から不動産・建設経済局長を拝命しております塩見英之でございます。先生方には、大変お忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

冒頭一言御挨拶を申し上げます。

今、我がこの建設業界は大変危機的な状況にあるというふうに思っております。中建審の 先生方を前に釈迦に説法で大変恐縮でございますけれども、社会的な人口減少が将来的に も続いていくことが見込まれている中で、建設業を担っていただく人材が、今なお高齢化し、 減少しています。将来的に建設業を担う人材を確保していくためには、他の産業に負けない ような処遇を実現しないといけないということだと思います。残念ながら、今の状況はまだ まだ厳しい状況でございます。働かれる方の就労環境をどう改善するかということは、今後 の建設業の将来を左右する大変大きな課題であるというふうに思います。外国の人材の方 にも多くお越しいただいておりますが、かつてのような賃金の高いメリットというものも 大分薄れてまいりましたし、また、他の産業との間での外国人材の取り合い、こういうもの も激しさをこれから増していくものと思います。そういう意味で、人材をどう確保できるか が、今後の産業の持続可能性を大きく左右する大変大きなテーマであるというふうに思っております。

併せて、来年からは、労働基準法の改正によりまして、超過勤務の上限が罰則つきで適用 されるという、こういう新しい制度の導入も予定されております。人材の確保を図る上で、 よりよい就労環境を実現する、長い就労時間をどう短くするか、賃金をどう上げるかという ことは大変大きな課題でございます。

併せまして、この最近の物価資材高の影響によりまして、この資材高騰の影響を誰がどう 負担するかということもはっきりしない中で、建設業界が大変苦しい状況に今置かれてい ます。本来、誰が分担すべきなのか、リスクをどう分担すべきなのかということを改めて確 認をし、そしてそのリスク分担をどう円滑に、かつ適切に行っていくかということも、この 資材高高騰の中から見えてきた大きな課題であると思っております。こういう大きな課題 に対しまして様々な形で政策対応してまいりますけれども、中でも、法制度を中心とした制 度的対応というのは、業界の今後の構造を大きく変えていく上で大変大きなテーマである というふうに思っておりまして、この間、今年の5月以降、中建審と社会資本整備審議会の 下に基本問題小委員会を置かせていただいて、5回にわたり活発な御意見をいただいてま いりました。今日は、その小委員会での中間とりまとめについて御報告を行うとさせていた だきたいと思っております。

また、前回4月のこの総会以降の建設業界をめぐる様々な動きについても併せて御報告をさせていただき、先生方の忌憚のない御意見をいただきたいというふうに思います。

必要な法制度、そして法制度以外にも様々な政策、いろいろ、まだまだ充実させていかな きゃいけないことがたくさんあると思いますので、どうか、様々な御意見を積極的に賜りま して、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

本日はどうかよろしくお願いを申し上げます。

【事務局(沖本)】 では、続きまして、本日の総会の出欠の御紹介をさせていただきます。慶應義塾大学法学部教授の丸山絵美子委員、それから一般社団法人日本電設工業協会会長の山口博委員、山形県知事の吉村美栄子委員より、御欠席の連絡をいただいております。また、京都大学大学院工学研究科准教授の西野佐弥香委員にオンラインで御出席をいただいております。

これより議事に入らせていただきますので、報道関係者の皆様におかれましては、これ以 降のカメラ取りを御遠慮いただければと思います。 それでは、これ以降の議事の進行は大久保会長にお願いをいたします。よろしくお願いします。

【大久保会長】 それでは、よろしくお願いします。

お手元の議事次第に基づきまして、議事に入らせていただきます。

議事の(1)最近の建設業をめぐる状況、(2)基本問題小委員会中間とりまとめについて、事務局より御報告をお願いします。

【御手洗建設業政策企画官】 国土交通省不動産建設経済局建設業課の企画官、御手洗で ございます。何とぞよろしくお願いいたします。

座って御説明させていただければと存じますが、お手元の資料1をお開きください。

最近の建設業をめぐる状況についてということで、主に前回の4月の総会以降に動きなった部分を中心に御説明させていただければと存じます。

まず、おめくりいただきまして、2ページでございますけれども、令和6年度の予算概算要求、国交省分の概要でございます。

まず、一般会計、公共事業関係費ともに前年の1.19倍ということで、公共事業費につきましては約6兆3,000億円の要求をさせていただいているというところでございます。

また、1枚おめくりいただきまして、3ページでございます。

昨今報道等でも、建設業者が人手不足などによって十分な施工余力がないのではないかといったような報道等がなされるときがございます。私どものスタンスを整理させていただいてございますけれども、例えば、真ん中左側にございます建設投資、ここ数年微増傾向であるといったことでございますとか、あと建設技能労働者の過不足について私ども統計調査を行ってございますけれども、過去10年の変動幅にありまして、総じて落ち着いているといった状況ですとか、また、右側にございますけども、公共事業の執行状況ですとか不調不落の発生率、こういったものを見てまいりますと、私どもとしては、建設業界には十分な施工余力があるというふうに考えておるところでございます。

また、建設業者が受注しないというような指摘につきましては、様々な実態に合った金額 工期みたいなものが発注者から示されているかいないかと、そういったようなことも原因 があるのではないかと考えてございまして、そういった問題は、施工余力とは別の問題なの かなといったことを考えておるところでございます。

ちょっと今、予算の話、関係申し上げましたけれども、その次のページ、働き方改革の推

進でございます。

5ページを御覧いただければと存じますが、建設産業における働き方の現状でございます。グラフが幾つかございますけども、上の2つ、建設業は黄色でございます。出勤日数、実労働時間それぞれを見たときに、製造業ですとか、ほかの調査の対象となっている産業と比べましても、出勤日数は多く、実労働時間は多いといったような現状になってございます。また、下のグラフでございますが、平均的な休日の取得日数状況を見たときに、皆様御案内のとおり、技術者、技能者ともに4週8休確保できておらず、4週6休が最多となっているといったような状況でございます。

そうした中で、冒頭局長の塩見の御挨拶にもございましたが、6ページでございます。来年の6年4月より、労働基準法の改正による時間外労働規制、適用されてまいることとなります。これ、下の36協定の限度となっているところの表の部分を御覧いただければと存じますが、36協定結んだ場合でも、月45時間かつ年360時間、例外として上回ることのできない上限として年720時間、さらには、6か月までの平均でいずれも80時間以内ですとか、単月で100時間未満ですとか、そういった規制がかかるということになってございますので、これへの多様化急務であるというふうに考えております。

そうした中で足元の状況でございますが、7ページを御覧ください。

私どもで、この1月に、建設業団体の会員企業の方々にアンケート調査を行わせていただきまして、平均残業時間というところで、技術者の方、技能者の方、それぞれお伺いしておりますけれども、技術者の方の場合ですと13%、技能者の場合ですと5%の方々が、月当たり平均残業時間45時間を超えているといったような状況にございます。また、技術者の方だと7%、技能者の方ですと2%ぐらいが月当たり最大残業時間100時間を超えているといったような回答結果になってございまして、こういった部分について、どのように対応していくかというのが急務になっているかと存じます。

そうしたときに、こうした時間外労働が発生する大きな要因といたしまして、工期の関係 あると考えてございます。

8ページを御覧ください。

こちらも、同じ調査の中で、工期が不足した場合にどのように対応しているかということにつきまして、元請、1次下請、2次下請以降がメイン、そういった階層別に聞かせていただいているところでございます。赤囲みで囲わせていただいているところでございますが、例えば青の休日出勤、オレンジの早出・残業といったところが、工期が不足した場合に対応

とし多くの工事で行われているといった状況が見てとれますので、やはり適切な工期が設定されないと超勤時間が増えていくといったような傾向にあるということが言えるかと思います。

そうした際に、では、9ページでございますけども、そうした適切な工期を設定するに当たりまして、設定の状況についてでございます。上のグラフを御覧いただければと存じますが、工期設定におきまして、受注者の要望がどのぐらい反映されているかという、受注者側の回答でございますけども、例えば注文者の意向が優先されて協議依頼しないですとか、協議を行ってもできない、もしくは要望が入れてもらえないといったようなのがおおむね半分ぐらい、青とオレンジと灰色の部分でございますが、ございます。

一方で、下のグラフでございますけども、協議が行われることによりまして、7割強ぐらいが適切な工期になっているといったところが見てとれます。こうしたことから、やはり上限時間をきちんと縮減していくためには適切な工期が必要である。その適切な工期、やっていくに当たりましては、受発注者間で、こうした規制についての深い理解の下で、合意の下で適切な工期が設定されていくといったことが必要であるかと考えてございます。

そうした中で、私ども制度的な対応といたしまして、10ページでございますが、5年前の新・担い手3法の改正におきまして、働き方改革の推進ということで、工期の適正化ということで、中央建設業審議会に工期に関する基準を作成、勧告いただくことといたしました。

1 枚おめくりいただきまして、1 1ページ、御覧いただければと思いますけれども、この 工期に関する基準、真ん中の部分でございますが、適切な工期の設定ですとか見積りに当た り発注者、受注者が考慮すべき事項の集合体であるといった形でやってございまして、公共 工事はこれに基づいた取組を行うとともに、民間工事受発注者に対して、この基準に基づく 適切な工期設定ですとか、週休2日の働きかけというのを実施させていただいたところで ございます。

12ページを御覧いただければと存じますが、この工期に関する基準、中建審に勧告いただいておりますので、あれでございますけども、大きくは1章で総論の部分、2章以降で、様々工期全般にわたって現れてくる、例えば自然要因ですとか行政手続ですとか、もしくは個別の準備施工などに当たりまして考慮すべき事項ということで、工事に関する諸元、分類させていただきまして、それぞれに考慮すべきものを位置づけさせていただいてございます。

13ページを御覧いただければでございますが、そのうち時間外労働上限規制に関する

規定というものを抜粋させていただいたものが13ページでございます。

まず、1章の総論のところでございますけれども、公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方、一番上の四角のところでございますが、まずはこの工期の基準に基づきまして適切な工期設定をいただくと。十分に受発注者、理解・合意した上で締結していただくのが基本原則であるということをうたった上で、その下の箱になりますが、発注者、受注者それぞれについて果たすべき責務を規定させていただいてございます。具体的には、発注者に関しましては、建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対して協力するといった責務が、また、受注者に関しましては、長時間労働ですとか週休2日の確保が難しいようなことを前提とするような短い工期とならないように、適正な工期で請負契約を締結していただく、こういったことを受注者に対する責務として位置づけてございます。

その上で、各論の部分、第2章でございますけども、休日・法定外時間外労働といった項目を設けさせていただいてございまして、下から2つ目の四角でございますけども、法定労働時間につきましては、これから適用される時間外労働の上限規制が上回ることのできない上限であることに考慮する必要がある。また、週休2日につきましても、週休2日(4週8休)を確保できるようにしていくことが重要であるといったような記載をさせていただいているといったところでございます。

こうした工期の基準を踏まえまして、まずは直轄工事での対応状況でございますが、 14ページでございます。

年々週休2日の工事の実施状況、多くなってございまして、昨年度、R4年度に関しましては99.6%で週休2日の工事を実施しているというところでございます。ですので、現在の取組といたしましては、15ページ以降でございますけれども、これまで工期内で週休2日を達成するとしておりましたものを月単位の週休2日へ移行するということで取組を進めてございまして、16ページ、17ページ、ちょっと詳細割愛いたしますけれども、それらに必要な仕様書の改定ですとか、工事設定指針ですとか、休日の算出などにつきまして、今、改善を行っているといったようなところでございます。

一方で、18ページを御覧いただければと存じますが、公共工事といったときに国もございますし、直轄事業の国ですとか特殊法人、都道府県、指定都市、市区町村を見たときに、国もございますけども、やはりまだ市区町村のところが、こちら、工期の設定に当たっての休日の考慮ということに関しまして、半数強のところが、まだ適切な考慮が行われていないといった状況にございますので、公共工事全体で、まずは、きちんとした工期の設定または

週休2日の確保などを行っていく必要があると考えてございます。

そうしたことを受けまして、19ページでございますが、来年の上限の時間外労働規制に 対する現状の取組でございます。

まず、直轄工事につきましては、先ほど申し上げましたとおり、週休2日の取組の拡大、また、月単位での週休2日確保へ向けた取組を行ってございます。左下、地方公共団体、まだなかなか足らずまいございますけれども、まずは、適正な工期設定ですとか、それに伴って必要となります費用の予定価格への反映を要請するということにつきまして、各地方公共団体に対しまして、私どものほうから直接会議の場において働きかけを行わせていただくですとか、市区町村議会を通じた働きかけなどを行わせていただいているところでございます。

また、右側につきましては、民間工事の関係でございます。こちら、申し上げましたとおり、発注者、受注者それぞれの理解と取組が必要であると考えてございまして、これらの下に対しましても、様々周知を行うとともに、厚生労働省さんと連携いたしまして、都道府県単位、労働基準監督署単位での説明会におきまして、こうした、そもそもの規制のルールがどうなっているか、どういったところに気をつけるべきであるか、どういったところに困ったことがあれば御相談いただくべきか、そういったことにつきまして個別に御説明をさせていただいて、働きかけをさせていただいているところでございますし、また、後ほど出てまいりますが、モニタリング調査という形で、個別の契約について確認をさせていただいて、注意喚起などを行わせていただいているところでございます。

といったところが、時間外労働規制につきまして、昨今の取組でございます。

その次に、建設業の賃金引上げに向けた取組についてでございます。

21ページを御覧いただければと存じますが、現在、政府を挙げて賃上げに向けた取組を 行っているところでございまして、この9月にも、岸田総理の記者会見におきまして、物価 上昇率プラス数%の賃上げを継続的に実施する政策を進めていくといったことが、総理の 口からも述べられているところでございます。

そうした中で建設業の状況についてでございますが、22ページを御覧ください。

こちら、緑が全産業でございまして、黄色が職別の工事業についての賃金の状況でございます。この建設業、職別の工事業で見たときに、直近5年間では年平均4.4%上昇してきてございまして、着実に上昇してきたところと言えるかと考えております。しかしながら、やはり建設業の労働環境の特殊性などを考えますと、未来を支える担い手の確保育成のた

めには、技能レベルですとか厳しい労働環境にふさわしい賃上げをしていかなければいけないというところがございますので、引き続きの取組が必要であるというふうに考えてございます。

そうした中で、23ページを御覧いただければと存じますが、まだ公共工事側で賃金上昇を実現する環境整備ということで、大きく3つ入れてございます。1つ目が、安定的・持続的な公共投資の確保でございまして、そうした見通しが確保できるですとか、施工時期を平準化するといったような取組が必要であると考えてございまして、様々取組を行ってございます。また、適正な予定の確保の設定につきましても、賃金引上げの原資となる労務費の適正確保のために、きちんとそうした取組をやっていくことであるとか、また、ダンピング対策ということで、賃金等の労働条件の悪化を防止するという観点で、ダンピング対策についても取組を行っているところでございます。

また、24ページでございますけれども、この公共工事の積算に使われます設計労務単価につきましては、これ、前回も御報告させていただきましたが、11年連続上昇してきたところでございまして、24年比で65%の上昇となってございます。ですので、こうしたことをどうしていって現場で働かれる技能労働者の方まで行き渡らせるか、こういったことが課題になってくると考えてございます。

そうしたことをやっていくに当たりまして、25ページでございますけども、先ほども言及いたしましたモニタリング調査でございます。

こちらにつきましては、真ん中にございますけれども、見積り契約書の内容ですとか、適 正な請負代金が設定されているか、また、適正な工期が設定されているかといったことにつ きまして、私どもの職員が実際の契約の内容を見させていただきまして、実態把握ですとか、 違反の疑いのあるような場合については、直接是正指導などをさせていただいて、改善を促 しているといったようなところでございます。

また、ちょっと話は変わりますけれども、技能者の方のキャリアアップということを目指して、建設キャリアアップシステム、導入させていただいているところでございますが、今現在、直近8月の数字といたしまして、技能者の方302万人中126.2万人が御登録いただいておりまして、事業者におかれても23.7万社が御登録いただいているといった形で、着実に普及が進んでいるかと考えてございます。

そうした中で、27ページでございますが、この6月に、このCCUSのレベルに応じました、また、業種別のレベル別年収というものを公表させていただいてございます。このC

CUSの能力評価に応じました賃金の実態を踏まえまして、試算として公表させていただいたものでございます。こうしたことを行っていくことによりまして、技能者の方の経験に応じた処遇ですとか、あとは若い世代の方々が、キャリアパスの見通しを持てるような産業を目指していきたいといったことを目指しまして、公表を行わせていただいたところでございます。

加えまして、28ページでございますけれども、各建設業者の個社におかれましても、C CUSのレベルなどに応じまして、個別の手当などを出していただくなど、民間企業の方々におかれましても、このCCUSを活用した処遇改善といったことに取り組んでいただいているところでございます。

最後、29ページでございますが、こうしたことをやっているところでございますけども、 2週間前、9月19日には、弊省の斉藤国土交通大臣以下幹部と、建設業団体4団体と意見 交換会を行わせていただきました。その中で、1つには、冒頭申し上げた施工余力に関して は、公共予算の十分な施工余力があるということについて御確認させていただいたととも に、賃金引き上げ、工期の適正化につきましても取組を御報告いただくとともに引き続き進 めていくといったことを確認させていただいているところでございますので、国土交通省 といたしましても、業界の皆様と一緒になって、こうした取組を引き続き進めてまいりたい と考えてございます。

というのが資料1の内容でございますが、今申し上げた内容につきましては、基本的な施策として進めてきているものでございます。翻って、こうしたことを持続可能な建設業という観点で続けていくためには制度改正が必要であろうということを、4月の中建審の総会で御決議いただきまして、具体的には基本問題小委員会の中で御審議いただくことといたしました。

資料2の1ページ目を御覧いただければと存じます。

小委員会についてという資料でございます。こちらに掲載させていただいております委員の皆様の下で全5回審議を行わせていただきまして、2週間前の9月19日に中間とりまとめを策定いただいたところでございます。

その具体の内容につきましては、その次のページを御覧ください。

中間とりまとめ(概要)という資料でございます。この中で、まず、全体の方向性として 言ってございますのが、まずは一番上の四角でございますが、建設業が持続的に発展してい くためには、新規入職を促進して、将来の担い手の確保育成に図っていくということが不可 欠であると。また、同時に、現下の課題であります資材価格高騰ですとか、時間外労働規制 に適切に対応しながら、適正な請負代金工期が確保された契約の下で適切に請負建設工事 が実施される環境づくりが必要であるといった問題意識を整理いただきました。

こうした問題意識の下で、青、オレンジ、緑と四角がございますけれども、請負契約の透明化による適切なリスク分担、また、適切な労務費等の確保、賃金行き渡りの担保、あとは魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上という3つの柱に基づいて必要な施策を取りまとめていただいたところでございます。

この3つの柱、御紹介させていただければと考えてございますが、もう1枚おめくりください。

1つ目が、請負契約の透明化による適切なリスク分担というところでございまして、これは主に、昨今の資材価格高騰に対応してどうリスク分担を行っていくかということを念頭に置いたものでございます。現状・課題のところでございますけれども、現状といたしまして、発注者のほうから見ると、請負代金の中でどの程度そういったリスクに対応するための予備的経費があるかということを詳細に把握することは難しい。そういった意味で、受発注者間で情報の非対称性が生じている。一方で、価格変動に対してどのようにリスク管理を行っていくかが契約上不透明な場合、発注者のほうは、この請負金額でやるとなっていたんじゃないのか。受注者のほうは、そうは言っても、想定外のリスクみたいなものまで対応はできない、そういった形で認識のそごが発生している。そうしたことを放置して適切なリスク分担がなされない場合につきましては、契約当事者のみならず、下請企業なども含めまして、建設生産システム全体に経営悪化ですとか不良工事の発生といった悪影響が及ぶおそれがあるのではないかといったところを現状・課題として整理いただきました。

それを踏まえての対応の方向性といたしましては、申し上げましたとおりの情報の非対称性を解消していく。また、価格変動への対応を契約書で明確化していく。さらには、当事者間でコミュニケーションをしていく。そういったことを制度的に担保することで、契約の透明化と、当事者間での協議を通じたリスクへの対応というものを実現していくべきではないかということでございます。

具体の施策といたしましては、下の緑のところでございますけれども、1つ目が、まず、 見積りの段階で、(1)①というところでございますが、受注者のほうから建設工事に影響 を及ぼす事象に関する情報というものを提供する、こうしたことを義務化していくべきで はないか。これによりまして、契約の前の段階で、受発注者でリスクを共有していくといっ たことを行う。その上で、真ん中のところにございますけども、工事契約の段階で、(1) ②で書いてございますような、契約書の中にどのぐらいバッファーがあるのか、予備的経費 のようなことを書けないか。または、(2) ①にございますけれども、これも中建審で勧告 いただいております民間工事標準約款の利用促進をしていくべきである。また、(2) ②に ございますけれども、契約書の中の建設業法で定めております契約書で書くべき事項、法定 記載事項につきまして、価格変動が生じた場合に、そうした請負代金ですとか工事内容をど のように変更するかといったことをきちんと書くべきであるといったことを明確化すべき である、そういったことをいただいております。

加えまして、ちょっと戻りますが、(1)③でございますけれども、契約の1つのやり方 として、オープンブック・コストプラスフィー方式という形で、実費精算をしていくような 形のプラスフィーを足していくといったような支払い方式のようなものを使えるような工 事を特定していって、そうしたところが使えるように標準約款などを制定していくべきで はないか、こうした御提案いただいてございます。さらに、契約後、実際に変更契約、精算 をする際に、実際にそういった請負代金ですとか工期に影響を及ぼす事情があるものが生 じた場合につきましては、受注者と注文者の間で誠実に協議をいただくと、そういったこと を契約の一連のフローの中でやっていただくということが1つ。また、下側の四角にござい ますけども、(3)②でございます。こうした契約が適正に行われていくといったことを担 保するために、現行の建設業法の中では、注文者が不当に低い請負代金で契約することを禁 止してございますけれども、そうしたことへの違反というものを、要は業所管である国土交 通大臣もしくは都道府県知事から民間事業者に対しても勧告できるようにするですとか、 もしくは、国土交通大臣におきまして、こうした請負契約の締結状況について、広く情報を 調査整理していって公表するですとか、是正措置を講じていくための組織体制を整備して いくこと、こうしたことをやっていくべきであるといった御提言をいただいているという ことでございます。これが1つ目、適切なリスク分担の関係でございます。

1枚おめくりいただきまして、2つ目の柱でございます。適切な労務費の確保、賃金行き渡りの担保の関係でございますが、こちらにつきましては、現状・課題といたしましては、労務費の見積りがあいまいなまま工事を受注した場合に、適正な賃金の減少を確保できないおそれがあるのではないかですとか、もしくは、技能労働者の方の賃金を能力や経験が反映された水準に設定しようとしても相場感が分からず取組が進まないといったことがあるのではないか。また、労務費に関しましては、短期的な市況の影響を受けやすい、工事の多

寡等に応じて影響を受けやすいということですとか、もしくは、重層下請構造の中で下請契約が繰り返される中で、適切な工事実施に必要で、かつ、中期長期的にも持続可能な水準の労務費が確保されにくいといった問題があるのではないか。そうしたことの結果、現場の技能労働者の方へ、こうした労務費を減少する賃金の行き渡りも徹底されにくいのではないか、こういった現状課題を整理いただいてございます。

それへの対応といたしましては、適切な労務費が下請契約等においても明確化されるルールを導入しながら、労務費が減少するような不当な安値での受注を排除していくことによりまして、技能労働者の方の能力経験に応じた賃金の支払いですとか処遇の改善、行き渡りといったことを実現すべきではないか。具体的には、今後のイメージというところにございますけれども、まず、労務費が曖昧にならないように、また、きちんと確保されていくようにということで、赤の(1)でございますが、この中建審におきまして、標準労務費を勧告いただけないかと考えてございます。この標準労務費と申しますのが、下の注にございますけれども、その適切な工事実施のために計上されるべき水準の標準的な労務費というものを勧告できないかというものでございまして、この役割といたしましては、労務費の相場感、契約の際に相場感を与えるような役割を持たせるとともに、後で御紹介します廉売行為を規制するに当たっての物差し、参考資料として用いるということでございますが、まずはこの中建審によって標準労務費を勧告いただいた上で、この標準労務費が削られて受注されていないか、大幅に受注されるような契約に関しましては、不当に低い請負代金として禁止をしていくといったことを考えてございます。

これによりまして、実際に技能者の方を雇用していらっしゃる、発注者から下請のところまで、必要な、適切な労務費というものが確保されるようにする。その上で、建設業者の皆様におかれましては、労働者の適切な処遇確保に努めていただくよう制度として求めた上で、契約の中でも適正な賃金支払いの表明をしていただくですとか、もしくは、場合によっては賃金を開示していただく、そういったことを契約の中でもやっていくということによりまして、きちんと標準労務費で保たれた原資というものを分配していただくといったことを保ちたいと考えてございます。その分配に当たりましては、例えば、先ほど御紹介しましたCCUSのレベル別年収に基づいて、技能経験に応じた技能者の方々への分配などを行っていくと、そういったようなイメージを描いているところでございます。

加えまして、ちょっと小さく米印で書いてございますけれども、こうした形でまず労務費 が確保されて、きちんと分配されるということを制度として担保した上で、これらをさらに 補強していく一環といたしまして、まずは公共工事におきまして、賃金支払いですとか法定 福利費、社会保険加入状況の実態を把握するための取組ということを検討すべきであると、 こういったような御提言をいただいているところでございます。

最後、3つ目でございますけども、1枚おめくりください。

魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上でございます。

こちら、資料1のほうでも御紹介いたしましたけれども、これから令和6年4月に向けてというところもございますけれども、そもそも適切な工期が確保されない場合につきましては、技能労働者の方の就労環境が悪化するおそれがあるのみならず、施工品質ですとか安全面にも影響が生じてくる可能性があるという問題意識でございます。また、そうした働き方改革を進めていくためには、もちろん事務作業の効率化も不可欠でございますけども、こうしたことに効果を発揮するICT技術の活用が十分に進んでいないのではないか、こうしたことをやっていくことは、施工体制管理なども徹底していく、安全面を守っていくということでも重要な課題であるといったような現状・課題を整理いただいてございます。

そういうことを踏まえまして、対応の方向性といたしましては、建設生産プロセス全体を通じまして、まずは適切な工期を確保するということを徹底することが1つでございます。加えまして、ICT技術を活用することによりまして、生産性の向上を図るということによりまして、他産業と比較しても働きやすく、魅力的な就労環境を実現するということが方向性として御提示いただいてございます。

具体の措置といたしましては、今後のイメージのところにございますけれども、まず、工期の確保に関しましては、黒い字で書いてございますけれども、現行の建設業法、注文者、発注者の側が、著しく短い工期で契約を締結するということは既に禁止されてございます。これに加えまして、赤字の(1)①のところでございますけども、受注者側のほうでも、著しく短い工期で契約を締結する、まさしく工期ダンピングのようなものでございますが、そういったことを禁止していくべきだろうと。そうすることによりまして、受発注者それぞれで著しく短い工期というのを提示しないようにいたしまして、適正な工期が設定されるを図っていきたいということが1つでございます。

また、生産性向上という文脈で申し上げますと、右側の(2)①のところでございますけれども、国のほうで、ICT技術などを活用することを念頭に置きまして、建設工事現場を適切に管理するための指針というものを作成することを考えてございます。それで、まずは、一定大規模な特定建設業者の方々に、この指針に即した現場管理に努めていただくように

求めるとともに、もちろんそれ以外の業者の方々にもぜひそれを取り入れていただきたいと考えてございますが、そういった指針をつくってICTを含めた適切な管理というのを進めていくということが1つ。また、生産性向上という観点では、現場ごとに配置が必要になります管理技術者につきまして、一定の規模以上の工事ですと専任が求められておりまして、専任になると1現場までしか当該管理技術者は見られないことになりますけれども、こちらにつきましては、一定のICTを使った施工管理などを行う場合につきまして、まずは、2つの専任現場まで兼任いただくということなどを可能とするといったような規制緩和を行うことということを御提言いただいてございます。

この適切な工期設定、生産性向上含めてでございますけれども、全体を通じる話をいたしまして、(1)②でございますが、労働者のワーク・ライフ・バランスを実現するための働き方改革に関する施策の検討ということで、現状ございます工期に関する基準ですとか労基法などの関連施策、もちろん周知は引き続き強くやっていくとともに、例えば勤務間インターバルですとか、様々働き方改革に資する先進的な取組ございます。ですので、こうしたことを普及させていくための方策というものも検討していくべきであろうといったことを御提示いただいたところでございます。そういった形で、3つ目の働き方改革、生産性向上というところについても御提示をいただいたところでございます。

というのが、基本問題小委員会で御提示いただきました施策の全体像となりますが、今後、このとりまとめを受けまして、私ども国交省のほうで、まずは、制度改正に向けたもろもろの作業、検討作業というものを進めてまいりたいと考えてございます。具体的には、法改正でなければできないもの、様々な基準等を変えていかなければいけないもの、約款を変えていかなければいけないもの、あとはガイドラインをやっていくもの、さらには、いろんな是正措置を講じていくための体制整備などもろもろございますので、全体、できるだけ早くできるようにということで、制度改正はじめ、様々な御覧いただいたものにつきまして、対応策というものを具体化してまいりたいと考えておるところでございますので、本日、委員の皆様からも御意見を様々進め方等についていただければと考えているところでございます。長くなりましたが、説明は以上でございます。ありがとうございます。

【大久保会長】 ありがとうございました。ただいま議事の(1)、(2) について通しで御説明をいただきました。この中で、こちらにもいらっしゃいますが、特に基本問題小委員会のメンバーの方々、そして事務局の皆様には、この大変暑い夏の中で議論をして取りまとめいただきまして、大変ありがとうございます。また、この小委員会では、先ほど御説明が

あったとおり、建設業が直面している課題に対する3つの大きな柱ということで、請負契約 の透明化による適切なリスク分担、そして適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、さらに魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上と、この3つの柱について検討いただきました。

ついては、ただいまの御説明について、委員の皆さんから御意見、そして内容の確認等も 含めて御質問がございましたら御発言をお願いしたいと思います。大変恐縮ですが、私のと ころからはちょっと見えづらいので、御発言されるときは手を挙げていただいてお名前を 最初に言っていただければと思います。それでは、よろしくお願いいたします。それでは、 宮本委員、よろしくお願いします。

【宮本委員】 日本建設業連合会会長の宮本でございます。本日は御説明をいただきまして、ありがとうございました。

少し感じるところを述べさせていただきたいと思います。まずは3月に出された持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言を受けた基本問題小委員会において、約4か月という短期間で、建設業の持続的発展のために重要な担い手確保の取組を中心とした制度改正の内容が取りまとめられましたことに、委員各位をはじめ関係者の皆さんに、まずは敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

それでは、議事事項に従って述べたいと思います。まず、議事の(1)最近の建設業をめ ぐる状況についてですが、1つ目は、働き方改革等の推進についてです。

時間外労働の上限規制の適用まで、いよいよ半年となりました。この規制をクリアするためには、建設現場の週休2日、取りわけ4週8閉所の実現が欠かせません。当会が今年度行った調査では、4週8閉所は年々増加しているものの、2022年度通期では、まだ全体で4割程度にとどまっています。特に民間工事が大半である建築工事では3割にすぎず、民間発注者様の理解はまだまだ得られていない、という状況でございます。また、会員企業の労働時間調査では、2022年度における時間外労働の上限規制の達成状況は、非管理監督者のうち、いまだ2割強が特別条項の上限時間を超えているのが実態であります。

当会では、このような厳しい状況を打開するため、特に民間発注者を対象に、工事現場の 4週8閉所、週40時間稼働を原則とした、真に適切な工期に基づき見積りを行い、工期工 程を添付するなどを取組内容とする「適正工期確保宣言」を行い、会員企業が足並みをそろ えて働きかけを行うこととしたところであります。

当会といたしましても、引き続き発注者への理解を求め、適切な工期の確保に努めてまい

りますが、国土交通省におかれましても、発注者、特に民間発注者に対して、適正工期の確保や働き方改革に伴う技能者の減収を防ぐために必要な価格転嫁などへの御協力について働きかけていただくようにお願いを申し上げます。

この点に関しましては、さきの斉藤大臣と建設業団体の意見交換会において、大臣から、 休んでも給料が下がらないどころか上がるという仕組みにどう転換するかが重要である、 といった御発言をいただきました。そのような仕組みができれば、建設業界に入職する若い 人たちにも希望を与えることになると思いますので、国におかれましても、ぜひそのような 仕組みづくりをお願いしたいと考えております。

2つ目は、建設キャリアアップシステムについてです。

登録技能者数は、8月末時点で126万人を超え、3分の1以上の技能者が加入するまでに普及してまいりましたが、あくまでも道半ばだと考えております。国土交通省が明示された令和5年度からのあらゆる工事でのCCUS完全実施の目標年度が到来いたしましたが、現在の状況では、今年度の就業履歴数の全体目標である6,000万タッチの水準にはまだ届いていない状況にあります。日建連では、さらなる普及を進めるため、引き続き数値目標を設定し、会員一丸となって取り組んでおりますが、政府におかれましては、公共工事におけるCCUSの義務化の実現や、さらなる普及促進に向けて、地方公共団体、関係団体等への強力な御指導をお願いいたします。

加えて、6月に公表されたCCUSレベル別年収は、技能者の皆さんに技能と経験に応じた処遇を、特に若い世代に対して、建設業界でのキャリアパスをイメージしていただけるものと大いに期待しているところであります。これを実効性のあるものとするためには、能力評価に基づく色付きカードの普及が不可欠です。国土交通省におかれましては、今年度、CCUS能力評価躍進の年と位置づけられており、技能者の能力評価の普及に向けた仕組みづくりを早急に進めていただくため、強力なリーダーシップを発揮していただくようにお願い申し上げます。

続いて、議事の(2)基本問題小委員会の中間とりまとめについて申し上げたいと思います。

まず、①の請負契約の透明化による適切なリスク分担につきましては、昨年6月の本総会の場で、私から原材料資材価格高騰などの影響への対応を何とか皆さんで相談するようにお願いできないだろうかと申し上げました。また、民間工事標準請負契約約款の利用を基本とすることはできないだろうかとも申し上げたところです。委員会では、価格等の変動もし

くは変更に基づく請負代金の額、または工事内容の変更に関する定めを法定記載事項として明記することや、契約当事者間で誠実に協議すること、不当に低い請負代金を禁止する条項違反への勧告対象を民間事業者に拡大することなどについて、制度化に向けた提言を取りまとめていただきまして、誠にありがとうございました。これによって、受発注者及び元請下請間が対等の立場でコミュニケーションを促進し、ウィン・ウィンの関係を構築することができるようになることを期待しています。

また、もう一つの適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保につきましては、適切な工事実施のために計上されるべき標準労務費を中建審において勧告するとともに、受注者における不当に低い請負代金を禁止することが提言されており、これは大変画期的な取組であると感じています。これによって、見積りの中で標準的な労務費が明示されることで、より技能者の処遇改善が進むものと期待しております。

なお、標準労務費の具体的な検討の際には、当会をはじめ業界の意見をぜひ十分に御勘案 していただきますようにお願い申し上げます。

そして、魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上については、今回提言がありました受注者による著しく短い工期を禁止することはもちろん、労働者のワーク・ライフ・バランスを実現する先進的な取組も取り入れていくことは、単に適正工期を確保するだけでなく、若手入職者にとって建設業に対する魅力を向上させることになるものと期待しています。一方で、生産性向上については、当会では工事におけるICT活用などを中心に取り組んできましたが、さらなる生産性の向上は、今回提言のあった現場管理の効率化も重要であります。中でも、CCUSなどの活用によって施工体制を見える化することは極めて有効な手段であり、ぜひ進めていただきたいと考えています。

なお、国において現場管理のための指針を作成する際には、繰り返しになりますけれども、 ぜひ業界の意見も反映していただくようにお願いしたいと思っています。

いずれにいたしましても、今回の中間とりまとめで御提言があった制度改正の内容は、建 設業を持続可能な産業とするために大変重要なものばかりであり、ぜひとも早急に実現し ていただくようにお願いする次第です。

以上でございます。ありがとうございました。

【大久保会長】 宮本委員、ありがとうございました。ただいま宮本委員のほうから、働き方改革に関する点、それから建設キャリアアップシステム、大分進んではきているのですが、まだ道半ばであると。それから基本問題小委員会で出された3つの柱について、それぞ

れに関する評価と、今後の活動に対する要望という形で御意見を頂戴しました。 ほかの方、どなたかいらっしゃいますか。それでは、お願いします。

【奥村委員】 全国建設業協会、奥村でございます。

持続可能な建設産業へ向けて様々な検討を進めてくださっていますこと、心より感謝いたします。

私からは、まず、(1)最近の建設業をめぐる状況についての2.働き方改革の推進に関して申し上げます。12ページにございますが、「工期に関する基準」について今後、見直しを検討するのであれば、同基準の自然要因の中に、猛暑日による不稼働について触れていません。WBGT値31以上での不稼働を工期の設定基準に明記いただくようお願いいたします。

次に、(2) 基本問題小委員会中間とりまとめについてですが、先日の斉藤大臣との意見 交換会の際、適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保について、労働者に賃金の行き渡 りが適切に行われるよう、実効性のある制度設計をお願いいたしました。

参考の中間とりまとめの9ページの留意点において、標準労務費は、設計労務単価に労務 歩掛をかけて単位施工量当たりで算出することになっていますが、これでは元請だけの規 制となり、下請など技能者を雇用している企業から技能者への最終的な賃金は対象となり ません。技能者を雇用している企業から技能者への行き渡りについては、標準約款に適正な 賃金支払いへのコミットメント等を追加することで対応するとしていますが、これでは約 款の相手方である元請が1次下請をチェックする、1次下請が2次下請をチェックすると いった形となり、賃金の行き渡りの実効性に懸念があります。

また、施工条件により大きな差がある単位施工量当たりの金額で労務費をチェックするのでは、9ページの5段落目に記載されている能力・資格に応じた賃金支払いにつながるとは思えません。この部分はCCUSの活用と連動する話だと思いますが、それにつなげるためには、技能者を雇用している企業から技能者への賃金の支払いがどうなのかをまず確認し、将来的に、能力・資格に応じた賃金支払いとなっているかを確認する仕組みが必要ではないかと考えております。

さらに、労務費等を原資とする廉売行為について、警告、注意、勧告するとしていますが、 労務費はあくまで総価一式契約の内数であり、具体的にどうやって確認を行うのか実効性 が懸念されます。ここには記載されていませんが、今後その確認のために、契約の際に労務 費、資機材費、利潤といった内訳を全てさらすことを義務づけるという趣旨であれば、特に 中小企業にとっては非常に抵抗があると考えられます。具体的に申し上げますと、発注者から、この経費ダンピングを強要されるといったことが多々ございます。

今申し上げた3点について、実効性のある制度設計の検討をぜひお願いいたします。 以上でございます。

【大久保会長】 奥村委員、ありがとうございました。今、奥村委員のほうから「工期に関する基準」に関する件、そして標準労務費に関する件、それから中間とりまとめの中で賃金の行き渡りの担保の実効性ということで標準労務費に関する廉売行為の具体的な確認に関する実効性の件と、この3点に関して、御意見、御要望を頂戴いたしました。この件に関して、特に事務局のほうからよろしいですか。

【岩下建設業課長】 ありがとうございました。宮本委員からも奥村委員からも、特に 2024のところの具体的な週休2日の確保とか、具体的に工期の基準のところも踏み込んで御提案をいただきました。今言ったようなことも踏まえて、2024年問題、非常に、 あと半年を切ってという状況ですので、我々もさらに踏み込んだ対応は確かにしていかな きゃいけないというふうに思っておりますので、しっかり対応していきたいというふうに 思っております。

それから、中間とりまとめについても様々御議論いただきました。期待されること、それから御懸念点いただきました。特に賃金のところの行き渡りのところ、その辺の確認のところということの御指摘が強かったのかなと思います。実際の支払いのところまでも、我々のほうでも、しっかりそこは確認できる体制を併せて整備していこうということで、体制整備やなんかも盛り込ませていただいております。また、賃金台帳その他のところも、踏み込んだ対応の中でしっかり確認をさせていただいて、行き渡りのところを確認し、必要に応じていろいろな対応ができるような仕組みを併せて検討していきたいと思っていますし、また、皆様方からも御意見賜りながら、そういったところの具体的なところは、また御相談させていただきながらやっていきたいというふうに思っております。また、お話あったように、キャリアアップやなんかの活用とか、これも、電子的な手続の中で、簡易にある程度確認できるような仕組みということも併せて考えていきたいと思っておりますので、キャリアアップの活用についても、併せて考えていきたいと思っております。

それから、廉売行為の中で労務費の内訳が、という話だと思いますが、労務費のところに ついて、材工分離みたいなところをある程度仕分けてやっていく必要が出てくる部分はあ るかと思いますが、労務費のところがしっかり行き渡る部分はしっかり確保していけるよ うな、そういうところが目に見えるような分離は一定程度させていただきながら、もちろん中小企業の方々の、あと元下間とか下下間、変にそれ以外のところで削減されるようなことがないようにというか、あれば、ほかの規定というか、優越的地位の濫用、その他いろいろ規定もございますから、そういった合わせ技の中で、そういったことがないように我々のほうもしっかり対応していきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、今いただいた御意見やなんかは非常に大事な点だと思っていますので、しっかり受け止めて対応していきたいというふうに思っております。

【宮沢建設市場整備課長】 よろしいですか。

【大久保会長】 どうぞ。

【宮沢建設市場整備課長】 ありがとうございました。先ほど宮本委員からCCUSについても御提言、御意見いただきまして、ありがとうございました。業界一体となって進めていただいていること、本当に感謝申し上げます。

やはりCCUS、経験をしっかり蓄積して、それを賃金に反映していく、これが一番の目的ですので、その利用者を増やすということに加えて、しっかりと、先ほど就業履歴数とおっしゃっていただきましたが、就業履歴、タッチ数を増やしていく、それを能力評価、レベル判定にしっかりと反映させていく、そして処遇改善につないでいく、この流れが大切だと思っておりますので、我々も今、就業履歴を蓄積しやすいような環境整備をいろいろやっていますので、さらに力を入れてやっていきたいと思いますので、ぜひ御相談させていただきながら進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【大久保会長】 ありがとうございました。よろしくお願いします。

では染谷委員、お願いします。

【染谷委員】 静岡県島田市長の染谷と申します。よろしくお願いいたします。

この中で、自治体からの代表というのは私だけということでございますので、現場の声を お届けするという意味でも、今、奥村委員のお話に続いてでございますが、適切な労務費等 の確保や賃金行き渡りの担保ということで、資料2の4ページ、資料1のほうでも22ペー ジに、賃金は着実に上昇しているがとあることを踏まえて現場の状況というのをお話しし たいと思います。

まず、昨年の9月には、台風15号の影響で、静岡県は大きな被害を受けました。島田市 も、50年以上、こんな災害はなかったというような被災を受けまして、大変な状況が発生 したわけですけども、その台風が過ぎ去った後、やはり中小のたくさん地元の山間地にある 建設事業者の皆様が、通行の支障となるような崩土の除去でありますとか、河川に堆積した 土砂の撤去など、まさに夜通しで働いてくださったこの道路啓開というようなことに当た っても、建設業が社会を支えてくれているなということで、地域の守り手としての重要な役 割があるということを改めて認識したところであります。

加えて、島田市は、令和3年から市役所の新庁舎を建設しておりまして、先月やっとできて、来週から新しい庁舎での業務が始まるというところでございます。コロナ禍にあって大きな公共事業を発注したということが、やはり地域経済を支えるという意味では、非常に裾野の広い経済の再生とか担い手ということでとても大事なことだったと思ったんですが、その中で、よく2次、3次、4次と、下に行けば行くほどということでありますが、受注者の業者の皆様から、適正な賃金が支払われていないというお声を聞くことがございました。島田市は、建設業の健全な発展のために適正な予定価格を設定しておりますし、低入札価格調査制度や最低制限価格制度などのダンピング防止対策、ダンピング対策なども行っております。現状として、そういったことを様々しても、受注した元請業者から1次、2次、3次と下に行けば行くほど下請業者への適切な賃金が支払われているのかどうかということを市が確認するということが大変難しいという状況にございます。建設業を将来にわたっても持続可能なものとしていくためには、現場で働く下請の労働者に適切な賃金が支払われるルールづくり、先ほど来、賃金の行き渡りに懸念があるというお話が出ておりますが、まさにそこが大変重要と考えておりますので、実効性のある施策の実施を望みます。

また、同時に、事業発注の年間を通しての平準化ということも大変大きな課題だと思っております。私どもは、繰越し明許などをして、4月、5月、6月も、1年を通して平準に仕事が行くようにやっておりますが、一般的には公共事業は、年度当初の予算で決まってから、4月に計画をして、業者を決めてというと、早くても6月、7月なんです。4、5、6は、その事業者さんたち、仕事がないわけです。やはり、3月にたくさんの仕事が固まってあっちでもこっちでも工事しているというような状況ではなくて、年間を通してフラットに仕事があるという状況をつくっていくこともとても大事だと思っておりまして、こういったことを地方公共団体に浸透させるように徹底していただければありがたく思います。

以上です。

ような声も実際存在しているという、賃金の行き渡りの担保の重要性に関するお話でありました。また、工事の平準化についてもお話をいただきました。

ほかの方、どなたかいらっしゃいますか。よろしくお願いします。

【谷澤委員】 三菱地所の谷澤でございます。

少し意見といいますか、基本問題小委員会のとりまとめについてと、今後の制度改正に向けた取り組みに関しまして、若干コメントさせていただければと思います。

本日の説明資料2では、非常にコンパクトに分かりやすくまとまっておりますが、この中間とりまとめの参考資料のところに、より詳しく内容説明がございまして、こちらを読むことで、基本問題小委員会で具体的な議論が相当されたということを十分認識しております。 そういった意味では、十分に御理解いただいていると理解しておりますけれども、確認の意味も含めて、少しコメントをさせていただきます。

まず、資料2の3枚目のところでも若干触れて頂いておりますけれども、現状の課題のところで、情報の非対称性であったり、発注者、受注者がそれぞれが取るべきリスクの中身が違うといったことも十分に議論されておりますので、今後の制度改正に向けた取り組みでは、こういったところも十分踏まえた対応を是非お願いをしたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、民間工事と公共工事は異なりますので、そういった個別性ですとか情報の非対称性、リスクの中身の違い、こういったところが十分にあるということを踏まえた上で、基本的にはよりよいパートナーシップが構築できるような内容の検討を今後進めていただきたいと思います。

それからもう1点申し上げますと、民間工事標準約款の利用促進という記載がございますけれども、この約款の31条には請負代金の変更を求めることができるという記載がありますが、これは、このまま読めば、当然変更について双方言い出せますよねということだと思うのですが、あくまでこれは請負代金の変更について協議を行うと、そういった意味というふうに我々は理解しておりますので、その辺を確認したいと思います。要するに、請負代金を変更してくださいということに対して、変更しなければいけないということではないと思っておりますので、その点は確認ができればなと考えております。

いずれにしましても、当事者間での誠実な協議やコミュニケーションが重要であると、これは間違いないことだと思っておりますので、先程申し上げた民間工事、公共工事の違いですとか、リスク分担、お互いが取るリスクの異なる点、こういったところをうまく反映して、制度改正に活かしていただければと思います。

あと、最後に重ねて、これは発注者側からのお願いといいますか期待となりますが、引き 続き重層的な下請構造の解消や働き方改革に伴う効率性や生産性の向上、こういったとこ ろは早期にその成果を上げられるように期待をしたいと思います。

以上です。

【大久保会長】 谷澤委員、ありがとうございました。中間とりまとめに関して、主として発注者サイドからの御意見、御質問ということだと思います。情報の非対称性ということが現実にあるということで、民間工事、それから公共工事の違い、そのような様々な課題の中で、さらによりよいパートナーシップを構築していくということが重要であるということと、あと2点目といたしまして、民間工事約款の31条の内容といいますか、意味するところの確認に関してもお話をいただきました。最後に、生産性向上等々に関する期待というところもございましたけれども、民間工事約款の31条に関する確認というお話に関して、特に事務局のほうからこの場でコメントをするところはありますか。

【岩下建設業課長】 ありがとうございます。まさに民間と公共の違いとかリスクの中身の違い、本当に基本問題小委員会でも様々御議論いただきまして、それぞれ公共の違いがあるからこそ、民間のほうから、民間というか受注者の側からしっかり発注者に情報提供して議論していこう、それに基づいて協議をしましょうという形で、協議をする上での土台をつくって協議をしましょうという立てつけの整理をさせていただいたと思っておりますし、そういった意味で、どういう場合に変更するかということを法定事項に記載する。どういうふうに協議をするかということを確認させていただいたということだと思っておりますので、まず、入り口段階でしっかり情報提供し、協議をしていくということ、協議をできるという規定の確認ができたということなのかなと思っております。しっかり協議をすることによってパートナーシップを構築していくということだと思っておりますので、十分認識は異なっていないんじゃないかというふうに考えております。

あと、そのほか、いろいろ御意見いただきました。市長のほうから平準化のお話等々いただきまして、本当にすごく大事なことだと思っていますし、島田市さんの取組もちょっと参考させていただきながら、しっかりほかの自治体の方々についても、また市長の口から明許繰越とか、非常に専門的な言葉も聞かれて非常に感動しております。そういったことをしっかり徹底できるように働きかけていきたいと思っていますし、戻りますけど、重層下請け構造の生産性向上、こちらについても、基本問題小委員会でもかなり御議論いただきまして、それの前の持続可能の検討会でも非常に御議論いただいております。様々な宿題、我々抱え

ていると思いますので、またいろいろ御相談しながら対応していきたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

【大久保会長】 ありがとうございました。それでは、ほかの委員の方、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

【佐藤委員】 東京電力のパワーグリッドの佐藤でございます。

生産性向上のお話が出ましたので、若干コメントをさせていただければと思います。

今弊社は、トヨタの改善というのを導入を始めておりまして、発注者であります私どもと、それから一緒に工事会社の皆さんと共同で生産性向上の改善活動というのをやっております。そうしますと、従来は3名でやっていた作業を2名でやっていただきますと。それによります生産性で上がったメリットを双方でシェアをします。メリットシェアをするというような取組をやってございます。それで、通常ですと、やはり効率化を進めますとお支払いが減るのではないかみたいな御懸念を受注者の方が抱かれることなく、これは共同して、こういった改善活動をするというスタンスでやっておりますけれども、これから働き方改革という中では、働きやすい職場を共につくっていくというような取組を、発注者、受注者という立場を超えて一緒に競争していくということが重要だと思いますので、ぜひそういう意識改革と申しましょうか、業界での共通の認識を持って、より効率化を一緒に進めていくというような着眼点も入れていただければと思いました。

以上でございます。

【大久保会長】 佐藤委員、ありがとうございました。具体的な活動ということで御披露いただきました。まさに生産性向上、働き方改革の実を上げていくという意味では、発注者、受注者の立場を超えて、しっかりとお互いが一つの目標に向かって競争していくということの重要性に関してお話をいただきました。

それでは堀田委員、どうぞ。

【堀田委員】 堀田でございます。

資料1の13ページになるかと思います。「工期に関する基準」についてです。

こちら、資料でも御説明いただいたとおり、適正な工期設定については、基本的な理念ですとか考え方については、既に広く共有されていることかというふうに思います。他方で、 先ほど御説明にもあったように、現状において、いまだこの問題について課題があるということであれば、ここに記載しているような理念的な規定のみならず、これをより実効性を持 たせたような、そういう仕組みにしていくということが必要なのではないかということが 申し上げたいことでございます。

実際、資料2でも御紹介いただいたように、基本問題小委員会の3つの提言の中の3番目がまさにそれに当たるわけでございますけれども、現状を見ましても、例えば公共工事においては、品確法の第7条、第8条に基づいて、発注者、受注者の責務がそれぞれ定められていて、また、令和2年の品確法の運用指針に基づいて、発注者が自ら現場のいろいろな作業従事者の労働条件、それから労働環境を自ら確認するよう努めるという、そういう規定がございますけれども、これが、例えば直轄工事を中心に、休日の確保の状況ですとか、あるいは労働時間の実態の把握、これを発注者の皆様が努めてらっしゃるということを承知してございます。こういった取組が既に行われていると。

一方、公共工事の品確法の対象とならない民間工事においても、既に多くの民間発注者の皆様が、自らサステーナブル調達基準ですとかあるいは倫理的調達基準等を定めて、取引先あるいは受注者の工事、あるいは業務等の執行における労働時間の適正な確保、管理ということを自らやっていらっしゃるというふうに承知してございます。ということであれば、こういった理念規定を超えた、より具体的あるいは実効的な仕組み、これを検討する余地があるのではないかというふうに考えます。

これは、工期、時間の話ですけれども、先ほど御説明があったように、賃金あるいは労務費については、既に標準労務費の設定、あるいはそれに基づいた廉売行為の規制、こういったことが提言されているわけでございます。もとより、時間の問題とそれから賃金、労務費の問題、これは1対にして考えるべきことであるというふうに思います。もともとの考え方は、建設工事に従事する方々の労働条件ですとか、あるいは労働環境、こういったものを価格競争の対象としない、そういうような市場はつくらないというような、そういう考え方が基本にあるかと思います。そのためには、より実効性のある仕組みが必要だということが、この基本問題小委員会での検討の趣旨かというふうに思いますので、今後の検討でぜひ行っていただければというふうに思います。

以上です。

【大久保会長】 堀田委員、ありがとうございました。ただいま「工期に関する基準」に関して、理念的な規定からより実効的、また具体的な仕組みのほうに、さらに進めていってほしいというお話、それから、賃金と労務費に関するお話がありました。ただこの工期と賃金労務費という2つの問題については、必ず一対で考えないといけないという御意見を頂

戴いたしました。これに関しては事務局から特によろしいですか。

【岩下建設業課長】 ありがとうございます。工期の話、理念的なところ、あとは 2024も近づいてきますので、今御提案いただいたようなより実効性があるような書き 方ができるかどうかについては、また検討させていただければ大変ありがたいというふう に思っていますし、また御相談させていただければありがたいのかなと思っております。

それから、佐藤委員のほうから生産性向上の話ございました。受発注者での取組、さらにはより具体的には施工状況だと、元下間とか、現場でどういうふうに改善していけばうまくいくのかというようなことは、もうちょっと業界の皆さん方の悩みをお聞きして解決するような手段という、仕組みというものも考えていかなきゃいけないなというふうに思っております。一つ一つの取組をさらに進められるように、また取り組んでいきたいというふうに思っています。ありがとうございます。

【大久保会長】 よろしくお願いします。それでは、ほかの委員の方、どなたかいらっしゃいますか。押味委員、よろしくお願いします。

【押味委員】 日建連で土木本部長をやらせていただいておりまして、まず、賃金のお話が随分出ているんですけれども、この24ページに公共工事の設計労務単価というのが参考事例として出ております。赤い部分を見るとわかるように、国交省のご尽力により、11年連続でこの単価を引き上げていただいているわけでございますが、左側にずっと目を移しますと、何と四半世紀前の単価と、つい最近の数字が全くイコールという状況が実態であります。労務賃金が基本的に安過ぎるということです。建設資材も含め、この2年間で全体の品物が20%上がっているにもかかわらず、労務費は残念ながらまだまだ低い。25年前の数字にやっと10%プラスになった状態なんです。つまり、このペースでいって四、五年たたないと基本的な賃金が上がらないという状況であり、いわゆる協力会社さんの職人さんが貰っている賃金が、まだまだ他産業に比べて立ち後れているというのが実態だと思います。

ですから、賃金を上げるということがまず第一でありまして、上げたものが行き渡るようにしてあげると。行き渡らせるためには、1次、2次、3次、4次とある重層構造をできるだけ解消することが望ましいわけですが、現状では会社の規模を大きくしてしまうと生き残っていけない。ふんだんに仕事があれば多くの職人さんをまとめて大きな組織にすることができるんですけれども、なかなかそうはいかないというのが実態ですので、どうしても1次、2次、3次という請負形態はなかなかなくなってこない。そうするとどうするかとい

うと、やっぱり3次、4次の人たちを2次に仕立てるというか、2次まで持ち上げてあげる 努力をするしかないということだと思います。

加えて、私どもは行き渡らせるのと同時に、基本的な設計労務単価そのものをさらに上げていただく努力をすると。しかも、11年連続で上げたからもういいだろうという、そういう感覚を絶対に持たない。全然届いていないんですということを強く申し上げたいと思います。設計労務単価の引き上げを、今、国交省には本当に力強くやっていただいておりますが、まだまだこれを続けていきたいというふうに思いますので、御支援のほど引き続きよろしくお願い申し上げます。

それから、建設業のそのもののことなんですが、国土強靱化について、島田市長さんからのお話ございましたけれども、私ども国土強靱化実施中期計画の法制化を実現していただきまして、この強靱化、減災対策にそのまま力をつけていただくよう今回していただけるようになりましたので、これに関しては一言、感謝を申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

【大久保会長 押味委員、ありがとうございました。2点お話がありましたが、特にこの第1点目、公共工事の労務単価について、基本的にはまだかなり安過ぎると。棒グラフの推移を見ても、これはそれぞれの時代で様々な環境変化や需給の変化があってこういうことになっているのだろうと思いますけれども、まずは賃金を上げるということの重要性、それを前提にして請負契約の在り方そのものということについても、どうやって見直していくかというお話でした。それから2点目として、国土強靱化を進めていく上で、今様々な取組を進められているということに関してのお話がございました。

それでは、他の方よろしいですか。

【岩田委員】 建専連の岩田です。よろしくお願いします。

今標準労務費の行き渡りということが非常に話題になっていると思うんですが、この中間とりまとめ報告の4ページの部分を見ていただきたいんですけども、この4ページの一番下のところに、注3で、標準労務費というところの説明書きがございます。ここで持続可能な水準の標準的な労務費というふうなことを書いていただいております。これは、我々業界、非常に高い期待をしているところであります。

それと、その下の段の労務費の相場感を与える役割を持たせるためということと、廉売行 為を制限するに当たっての参考指標としているという、ここは我々は非常にありがたい期 待をしておりまして、単位施工量当たりの金額として算出するということが中間とりまと めて検討ということで出されたわけですけども、この上の表にありますように、元請さんから下請というような線の途中に標準労務費がありますけども、これは労務費というものを競争の原資にしないという意味でここへ入っていると思うんですが、今実態どうなっているかといいますと、これまでは、水が流れていくようにこの間に水道の蛇口があって、仕事が暇になればこれを絞っていたんです。ですので、労務費が流れていかない。なので、ここの技能者の賃金が上がらないという構造です。これは、今まで建設業界がずっと抱えてきた構造、悪い部分だと思うんですが、構造としてあるわけです。その結果、技能者が退場していったというのが事実としてあるというふうに認識しておりますので、ぜひともこの下請から技能者への行き渡り、これはもう当然、我々賃金台帳出してもいいというぐらいまで腹をくくっておりますので、ぜひとも元請さんから下請さんへ流れるこの部分で、水道の蛇口を閉まらないように、しっかりと法律で明記をしていただきたい。そうしないと、お金が流れてこないと、下に流れるのか、流れるのかという議論ばかりしても、我々が雇用していますので、我々のもとに原資が来なければ払えないわけです。

ですので、今、押味副会長のほうからもありました、技能者の賃金がまだまだ安いということについては、私も同感でありますし、もう外国人に頼っている状況ですから、しかも、外国人からも選ばれなくなってきています。ですので、一刻も早く欧米並みに労働者の賃金を上げない限り、外国人にも助けてもらえない、選ばれないという状況になりますので、まず、その根本になっている元請から下請、ここの部分の蛇口を閉められないようにしっかりと法制化をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

【大久保会長 岩田委員、ありがとうございました。2点のお話がありました。まず標準 労務費に関してですが、持続可能な水準、労務費の相場感ということ、そして、廉売行為を 規制するに当たっての参考指標としていること、この3点についての重要性といいますか、 それに対する期待というお話と、それから2つ目として、いわゆる実態の労務費の流れというところでの業界の中に現存している構造的な課題があるが、それに対する今後の手当て ということに関する御意見を頂戴いたしました。この辺りについて、特に事務局のほうから、よろしいですか。

【岩下建設業課長】 ありがとうございます。処遇を上げていく、将来の担い手を確保していくというのは、冒頭の局長の挨拶でもありましたが、しっかり取り組まなきゃいけない大きな課題だと思っています。そういう意味で、労務単価も本当に上がってきていますけど

も、例えばになりますが、実態を踏まえてというか、きちっと払っていただくことによって、 それを次の積算の基準になっていますのでという、すいません、つまらない答えになっちゃいますけども、しっかり払っていただくことが、今月は今労務費調査になりますが、反映し、 それが循環としてつながっていくようにというようなことになってしまいますが、しっかりそういう意味でも処遇上がっていくような土台をつくっていく必要がありますし、今言ったように、岩田委員からもありましたけど、労務費のところがしわ寄せがないような形での標準労務費という御提案いただいておりますので、これがしっかりできることによって、下支えといいますか、下支えどころかある程度処遇が上がっていくような方向性につなげられればいいのかなというふうには思っておりますし、そういった意味で、まさに賃金の行き渡りのための1つの指標として生かせるように制度設計を考えていかなきゃいけないというふうに考えております。

【大久保会長】 ありがとうございました。それでは、ほかの委員の方、どなたかいらっしゃいますか。それでは、お願いいたします。

【土志田委員】 全国中小建設業協会の土志田と申します。

中小元請業者を代表して、一言申し述べたいと存じます。

先般の小委員会にも、オブザーバーとして参加をさせていただいて、非常に真剣な議論を していただけたことに、まず感謝を申し上げます。

そういう中で、2024年問題、これにつきましては、他産業に比べて長時間である労働慣行を改めていく、本当に絶好のチャンスなんじゃないかなというふうに思っております。そうすることで改革が進んでいくというふうに思います。まずは、公共工事で率先垂範されることを、本会の議論してきたことであろうというふうに思っております。ぜひ、民間工事においても、物価変動や工期に関する基準を示していくことで処遇改善につながっていくことを強く期待をしているところでございます。この中建審においても、建設業の99.6%を占める地方の災害対応を担っている中小に、もっと目を向けていただきたいなというふうに思っております。

将来の担い手を確保するためには、適正な請負代金と適正工期が確保されて初めて、適正な請負契約といえます。制度改革による法制化をお願いしたいと思っております。法制化することで地方自治体は実行していくことになります。

先ほども、島田市長さんから中小の話題も出していただきました。そういう中で、今後、 労務費の賃上げを行っていくためには、まず、公共工事から手本に、100のものを10% も20%もダンピングしていかないと受注できないような環境から、100のものを限りなく100に近い数字で受注できる仕組みを構築していただきたいというふうに思っております。

ぜひとも、今後の対応に期待をしているところでございます。どうぞよろしくお願いを申 し上げます。

【大久保会長】 土志田委員、ありがとうございました。2024年問題、これを契機として、これまでの労働慣行を改める絶好のチャンスにしたいという御期待、それから公共工事で率先するようにして、民間工事でも処遇改善につなげていくということに対する大変大きな期待を持たれているというお話を頂戴しました。

今、オンラインの西野委員のほうから挙手をされているということで、西野さん、よろし くお願いします。

【西野委員】 どうもありがとうございます。京都大学の西野です。本日はWEBにて失礼いたします。

まず、議事の1つ目ですけれども、適正な工期設定というのは、同じ業法なり同じ法律の下で同じリソースを使ってやっていることですので、公共工事であろうが民間工事の戸建て住宅であろうが、適切な工期設定が必要ということには変わりないと思います。ただ一方で、まだ消費者レベルでそれが周知されているかというと、まだそこまでには及んでいないのではないかなと思います。基本問題小委員会でも、発注者の方から、最終的な消費者の方に理解をいただけるかどうかというような懸念の意見がありました。ですので、まず、国交省さんで今までもされていると思うんですけれども、改めて、今までと同じコストで同じ工期というのがもう実現できないんですよということ、逆に今までと同じ工期を実現するには追加のコストが必要なんですよということを広く社会的な合意として周知するということが必要なのではないかなというふうに思っています。

それは、例えば郵便法が改正されて約2年になるわけですけれども、もう私たちは土曜日に普通料金では配達されないとか、土曜日に日付指定をしようとすると追加でお金がかかるとかいうようなことを、郵便制度を継続していくには仕方ないよねという感じで受け入れていますので、そういうふうに工事の工期についても、もちろんそれ以外のコストの面についてもですけれども、広く社会的に周知していくことが必要ではないかなというふうに思っております。

それから、2024年問題で、私は今京都にいるんですけれども、京都で聞き取りをした

ところ、中小企業さんを中心に、5年前から何も進んでいないと。あと半年というふうに言われても、全く手をこまねいているというところが数多くあるというふうに聞いております。使用者として労働時間を管理し切れないと一人親方化してしまうのではないかというような懸念もありますので、導入が非常に簡単な例、幾つか好事例として紹介されているものも国交省のホームページでありますけれども、もっと簡単で、幾つか組み合わせて使えるような、これだけを使う、導入する、それにICTのリテラシーが必要というようなものではなくて、本当にちょっとした仕組み、ちょっとした工夫で取り入れるようなものをたくさんなるべく具体的に共有するということが必要じゃないかなというふうに思っています。

それから、2024年問題でもう一つ私が懸念を持っておりますのが、既に締結されている工事、既に進んでいる工事で、この2024年問題を十分に織り込んだ工期設定になっていないプロジェクトが一定数あるのではないかなというふうに思っています。そうすると、どうするのか、人を増やすのか、そんな早々に軽々に人を増やすことは難しいですし、協議ができればいいんですけれども、その協議がうまくいかないということになると、最終的に安全とか品質に悪影響が出てくるのではないかということが一番懸念されます。

ですので、国交省で今いろいろと調査をされていると思うんですけれども、既に締結済みの工事についても実態の捕捉に努めていただくということ。それから、もちろん当事者間の協議で、工期について何らかの対応ができれば一番望ましいので、協議を促すということ。それから、積極的に情報公開をしていただいて、今後の工期設定に生かされるようにお願いをしたいと思います。

それから、議事の2つ目ですけれども、いかに中間とりまとめの内容を実効性を持たせて進めていただくかということが非常に重要だと思うんですけれども、その場合に、契約の重要性が増すということは間違いがないかなというふうに思います。基本問題小委員会の議論の中でも幾つか意見が出ていたんですけれども、設計変更ですとか、契約時に未確定だったことが詳細化されたりとか確定したりするときに、それに併せて工期もコストも適切に変更されるということが重要になってくるということと、それから、今までは小規模工事であったりとか単発の工事で注文請書、もしくは口頭に近い形で済ませてしまっていたような工事であっても、19条の第1項の法定記載事項を何らかの形で書いておくという、そういう当事者間の契約がますます重要になるんですよということについても、併せて周知いただければなというふうに思っております。

以上です。

【大久保会長】 西野委員、ありがとうございました。3点あったと思っていまして、1つは、適正な工期設定に関しては、当然公共工事のレベルでも一般の住宅建設のレベルでも同じということで、そういう意味では、最終的な消費者にもしっかり周知をして社会的な合意を形成していくことが必要ではないかというお話。2点目が、2024年問題への対応に関して、実際西野委員のいらっしゃる京都での中小企業は、実際の対応について遅れということがあるので、簡易な導入モデル、そしてそれが使いやすいものであるということを提示していくことが必要ではないかということ。それから、同じく2024年問題で、既に現在進んでいるプロジェクトに関して、この2024年問題という法改正をあまり想定していない、前提としていないものがあるのではないかと。そういうものに関して、やはりしっかりと協議を促していくということが必要ではないかと。それから3点目として、これは本当に、この中間とりまとめの多くの項目に関わることですけど、やはり契約の重要性がますます増してくると。当然しっかりと真摯に協議をしていくということも重要でありますけれども、それと同時に、やはり契約で規定できるところはしっかりと規定をしていくということの重要性ということに関してお話を頂戴しました。

それでは、ほかの委員の方、どなたかいらっしゃいますか。では、よろしくお願いします。 【小倉委員】 全建総連の小倉でございます。

今回の基本問題小委員会の中間とりまとめにつきましては、国土交通省の方々をはじめ、 全ての関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、心から歓迎をしたい、そのように思って いるところであります。

今回の中間とりまとめにおいて、特に適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、そして魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上の実現に向けた鍵となるのは、先ほど来、多くの委員が指摘をされておりましたけれども、迅速性と実効性、この2点に尽きるんだろうというふうに認識をしております。他産業との人材獲得競争が激化の一途をたどっており、人材確保や処遇改善に向けて様々な産業が関係法令などの見直しが行われていると、そういった実態を踏まえますと、冒頭、塩見局長の挨拶でも触れられておりましたが、まさに一刻の猶予もない状況にある、そのように承知をしているところでございます。

今後は、今回示された法改正を含めた制度改正の方向性に基づいて具体的な議論が進められていくと、そのように承知をしているところでありますが、先ほど申し上げました迅速性と実効性、この観点を十分踏まえた上で、引き続き持続可能な建設業の実現に向けて、踏み込んだ施策の推進を期待したいというふうに思っているところでございます。

私からは以上であります。

【大久保会長】】 小倉委員、ありがとうございました。今お話があったとおり、この中間とりまとめの冒頭にもありますけれども、持続的に発展していくためには新規入職を促進して将来の担い手をしっかり確保していくということが必要不可欠である一方、やはり少子高齢化という中で、また、ほかの業界、他業態との人材の獲得競争ということも実際問題としてはかなり激しくなっていくという中で、この施策に関する迅速性、実効性というものが大変重要になってくるというお話を頂戴しました。

それでは、ほかの方いかがでしょうか。では、よろしくお願いします。

【楠委員】 上智大学の楠です。

ほかの委員からもう既に御指摘になっておられ、重なっている部分もあるかもしれませんが、その際は申し訳ありません。

最初に、不当に低い請負代金の防止、禁止についてですけども、これも、なかなか法律にどこまで書くのかということは問題あるかもしれませんけども、実効性確保というのに向けて、できる限り早く、できる限り確実なものをつくっていくということが重要と考えます。法律学者としていろいろな立法に関わりますけども、理念がすばらしくても、いいことを言っているのだけども、なかなか実効性がないというか、機動性がないというのもたくさんあります。そうならないように、法技術的には様々なハードルあるかもしれませんけども、ここを乗り越えていかなければと思っています。

それから2番目に、働き方改革ですけども、これも皆さんコンセンサスは取れていると思うのですが、資料には働き方「と」生産性と書かれていますが、働き方改革「による」生産性向上というふうな考え方が重要と思います。例えば、インターバルでも睡眠でも、むしろ生活の質というものとともに、その労働の質を上げる、生産性を上げるという意味でも非常に大事なポイントになるかと思いますので、そういった観点から、今後様々な改革取り組んでいただきたいと思います。これからの政策において重要な論点になっていくことは確実と思います。国交省としても、充実した調査や分析よろしくお願いいたします。

最後に、官と民の違いということで御指摘ありましたけども、当然ですけども、民の場合は、当事者双方マーケットを向いております。そして、企業であれば株主もいるということでは官とは違う部分がありますが、そういった中で可能な限りのコミュニケーション、可能な限りの調整というものが必要になってくるかと思っております。

以上です。ありがとうございました。

【大久保会長】 楠委員、ありがとうございました。3点の話がありました。1点目は、不当に低い請負代金の禁止ということで、とにかくその実効性をいかにしっかりと上げていくかということの重要性に関してお話をいただきました。また、2点目として、働き方改革と生産性向上というよりは、働き方改革による生産性向上ということがポイントであるというお話。それから3点目として、これは官民の違いということで、民間は、発注者、受注者共にマーケットを向いており、いわゆる官、即ち公共工事と違った関係性の中で様々な協議が行われるわけですけれども、やはり、そういう中でも、可能な限りしっかりとこの中間とりまとめで書かれたようなリスク分担などをしっかりと進めていくこと、適切な形で進めていくということに関する重要性についてお話をいただきました。

それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。では、お願いします。

【鈴木委員】 ありがとうございます。公認会計士の鈴木と申します。

今までいろいろなお話をいただいた中で、やはり実効性というところが非常に大きな問題になるのかなと感じているところでございます。そのときに、やはり実行したことが各企業のメリットになる、あるいは企業の価値が向上する、そういった前向きな取組に変わっていくと、サステナブルな取組になっていくのかなというふうに感じております。会計の分野では開示というものがあるわけですけれども、世の中に実施したことが明らかになって、それをもって評価される、そういったことができる仕組みがあると、世の中で、この会社はそういうことを守る会社だ、いい会社だ、この会社に頼もうというような世の中の流れができてくると、より前向きに取り組むこともでき、持続可能な仕組みになっていくのかなと思います。上場会社の場合では、いろんな開示に慣れていらっしゃると思いますが、そういった目線を持って、何か新しい取組ができると、みんなが前向きに、そして法律を守らなければいけないというのではない世の中全体の仕組みができてくるのではないかなというふうに思っております。そのためにも、国交省の表彰ですとか、そんなことも1つあるのかなというふうに思いました。

以上でございます。

【大久保会長】 鈴木委員、ありがとうございました。実効性ということについて、ほかの委員からもお話が幾つかございましたけれども、非常に大きなポイントであるということで、まさにこの実効を上げることによって企業価値向上につながるという、ポジティブな世の中、社会の流れという、よい仕組みをつくっていけたらいいというお話を頂きました。

特に、上場会社はある意味様々な形で外の目にさらされていますので、外の目もかなり意識 した取組を当然していかなければならないというところである一方、非上場会社について は、その辺りに関するポジティブな取組という流れをどうつくっていくかということの必 要性というお話をいただきました。ありがとうございました。

それでは、ほかの方いかがでしょうか。では、よろしくお願いします。

【池田委員】 弁護士の池田と申します。

この問題、非常に世の中の一般からも注目といいますか関心持たれていまして、2024年問題は本当に重要かつ喫緊の課題というふうに思っています。その関係で、適切な労務費のこととか工期のこと、こうしたことも極めて重要なわけですが、中間とりまとめの最初のところで、適切なリスク分担ということの記載がございます。ここに書いてある適切なリスク分担ということ自体は非常に重要だとは思いますが、これをどうやって実現するのかというところは難しい問題があるというふうに思っています。全て透明化するということについては、若干抵抗がある部分もあるというふうにも聞いておりますし、それだけでできるというわけではないし、先ほど来の協議をしていくということで、それ自体は非常に重要なことですので、できるだけ協議が推進され双方で理解ができればよいというふうには思いますけれども、それがうまくいかない場合のことも考えて、例えば迅速に第三者を交えて、専門家によって判断するというような仕組みなどによって、このリスク分担が実効性ある形で確保されるというようなことも御検討いただけるといいかなというふうに思いました。

以上です。

【大久保会長】 池田委員、ありがとうございました。2024年問題ということと、あと最初の柱の、特に適切なリスク分担というところを、実際問題として進めていかなければならないなか、どうやって実現をしていくかというところについて、いろいろな仕組みとかそういうものが必要ではないかと。実際、透明化ということが非常に重要なのですけど、実際問題として、どこまで透明化ができるのかというところに関してもいろいろな課題があるということで、そういう中で、それを補完する意味で、第三者なり専門家による、例えば検討判断をする場を設けるとか、そういうような仕組みも必要ではないかという御提案を頂戴しました。

それでは、ほかの方、よろしいでしょうか。

私、時計をちゃんと見ていなかったのですが、長時間にわたり、皆様から大変多様な御意

見、御指摘、御要望を頂戴しました。非常に意味のある時間だったと思います。これから、 今日いただいた御意見なり御要望ということを踏まえて、また事務局でいろいろ検討を進 めていただいて、具体的な詰めというものを行っていただきたいと思います。

それでは、本日の議事はこれにて全て終了ということにさせていただきたいと思います。 進行を事務局にお返しいたします。

【事務局(沖本)】 大久保会長、ありがとうございました。国土交通省側から何か御発 言ありますでしょうか。

【岩下建設業課長】 今日はお忙しいところ、多くの御意見賜りまして、ありがとうございました。非常に皆さん方の具体的な取組ですとか、それから危機感といいますか、差し迫った課題だということを強く認識させていただいていますし、今日いただいた御意見を踏まえて、我々もさらに一歩進んだ取組をしていかなければならないというふうに考えております。特に、例えば工期の基準のようなところの改正の御提言もいただいたと思っていますし、それから、例えば生産性向上の具体的な事例なんかをしっかり示しながら対応していくですとか、いろいろ具体的な御意見も意見いただきました。また、制度改正に当たっては、やはり実効性の確保のところ、非常に多くの方から御意見を賜ったと思います。具体的な工期、それから賃金行き渡りのところの制度と、さらにそれがどういうふうに実現していくか、そういったところも併せて、我々もさらに制度設計に検討していきたいと思いますし、また、それに当たっては、皆さん方からの御指導、さらにいただきたいというふうに考えております。また、いろいろ御相談させていただきながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。。

ありがとうございました。

【事務局 (沖本)】 それでは、これをもちまして散会とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変熱心な御議論、また多くの御意見をいただきました。 誠にありがとうございました。

一 了 —